

神戸市地域活動統合助成金モデル事業における助成金の交付に関する要綱

市民参画推進局長決定 平成 21 年 3 月 31 日
最終改定 令和 5 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、地域が自主的に選択及び提案する地域活動統合助成金（以下「助成金」という。）のモデル事業について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市民による地域活動の推進に関する条例（平成 16 年 3 月神戸市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 11 条、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「規則」という。）、神戸市地域活動に関する補助金等の交付の手續きに関する要綱（平成 28 年 3 月 24 日市長決定、以下「手續き要綱」という。）の定めによるほか、当該助成金の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次に定めるもののほか、条例に定めるところによる。

(1) パートナーシップ協定 条例に基づき、地域における課題解決に取り組むため、地域と神戸市がお互いの役割分担を定め、地域組織等のゆるやかな連携によるまちづくりや地域の総合性発揮を目指すために締結した協定をいう。

(助成対象団体)

第 3 条 助成金の交付対象となる団体は、次の各号のすべての要件に該当する団体とする。

(1) 小学校区等、一定のまとまりのある区域を活動範囲とする団体で、地域を包括し代表する地域組織又は地域組織の連携体

(2) パートナーシップ協定を締結している、もしくは、過去に協定締結の実績がある地域組織又はその連携体

2 前項の規定にかかわらず、宗教活動、政治活動若しくは選挙活動を行う団体又は公益を害する恐れのあるものについては対象としない。

(助成対象事業)

第 4 条 助成金の交付対象となる活動（以下「助成対象事業」という。）は、地域組織が自主的に行う地域活動に関する事業とし、次に掲げる事業の中から地域が自ら選択した事業（以下「選択事業」という。）とする。

(1) 青少年の健全育成に関する事業

(2) 福祉活動・交流活動などを通じて地域福祉の向上を目指す事業

(3) 環境にやさしい行動を選択しながら生活していくまちづくりに関する事業

(4) 公園などにおける奉仕活動・自主的な花壇設置などによる地域の環境美化に関する事業

- (5) 市民が主体となって取り組む防災活動に関する事業
 - (6) 学校施設を地域主体の生涯学習の拠点とし健康増進，文化・教養の向上を図る事業
 - (7) その他地域の課題解決に関する事業として市長が特に必要と認めた事業
- 2 前項の規定にかかわらず，神戸市における他の同一の事業又は制度（以下「同一事業」という。）において補助金等の適用を受ける事業は対象としない。

（助成対象経費）

第5条 助成金の交付対象となる経費は，助成対象団体が当該年度内に実施する助成対象事業に要する経費とし，別表第2に定めるところによる。

（助成金の額）

- 第6条 助成金の額は，助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）が，選択事業を実施するのに必要な経費の一部とし，原則として，前年度の同一事業の助成金額の合計（2年目以降は，前年度の例による）を上限とし，毎年度定める予算の範囲内とする。
- 2 前項に定める上限額は，申請団体がふれあいのまちづくり助成提案型事業助成について助成を受けることを妨げるものではない。
- 3 市長は，選択事業の制度改正等に伴い，同一事業の助成基準に著しく変更があった場合は，申請団体と協議のうえ，助成金額の見直しを行うことができる。
- 4 市長は，天災など交付団体の責めに帰さない事由により，前年度の助成金額を上限とすることが明らかに適切でないと考えられる場合は，第1項の規定にかかわらず，申請団体と協議のうえ，適切な上限額を設定することができる。

（地域活動計画の策定）

- 第7条 申請団体は，助成金の申請に先立ち，選択事業について，地域活動の名称，目的，実施時期，申請額及び活動の概要を記載した地域活動計画（以下「地域活動プラン」という。）を策定しなければならない。
- 2 別表第1で定める助成対象事業を選択した場合は，地域活動プランに当該必須活動を盛り込まなければならない。

（助成金の申請）

- 第8条 申請団体は，規則第5条第1項に基づき当該補助金の交付を申請するときには，当該助成対象事業を実施しようとする年度の5月末日までに，地域活動統合助成金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。
- (1) 地域活動プラン【計画】（様式第2-1号）
 - (2) 活動ごとの事業計画書（様式第3号）
 - (3) 地域活動統合助成金収支予算書（様式第4号）
 - (4) その他市長が必要と認めるもの

（助成金の交付の決定及び通知）

第9条 市長は，前条の交付申請があったときは，その内容の審査を行い，助成金を交付す

べきものと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定をするとともに、申請団体に対して、地域活動統合助成金交付決定通知書（様式第5-1号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により助成金の交付を不相当と認めるときは、申請団体に対して地域活動統合助成金不交付決定通知書（様式第5-2号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第10条 申請団体は、助成金の交付を受けようとするときは、地域活動統合助成金交付請求書（様式第6号）を、前条第1項の交付決定通知書受領後ただちに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合は、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、速やかに助成金を申請団体に交付するものとする。

（活動の変更等）

第11条 申請団体は、当該助成金額の範囲内で、地域活動プランの変更をすることができる。

2 申請団体は、前項の変更をする場合は、あらかじめ、区を通じて地域協働局と協議を行い、地域活動統合助成金計画変更申請書（様式第7-1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更に該当する場合には、この限りではない。

(1)地域活動プラン【変更】（様式第2-2号）

(2)その他市長が必要と認めるもの

3 申請団体は、助成対象事業を中止し、又は廃止する場合は、地域活動統合助成金事業中止（廃止）承認申請書（様式第8-1号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前2項の申請があった時は、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を地域活動統合助成金交付決定変更通知書（様式第7-2号）又は、地域活動統合助成金事業中止（廃止）承認通知書（様式第8-2号）により申請団体に通知するものとする。

（助成金の管理等）

第12条 第9条の規定に基づく助成金の交付を受けた団体（以下「交付団体」という。）

は、助成金の管理のため、帳簿の整備、管理及び領収書等の保管等による適正な経理を行わなければならない。

2 交付団体は、この助成金に関する書類を、事業終了後、当該事業年度の次年度から起算して5年間保存しなければならない。

3 市長は、必要に応じて、前項の書類の提出を求めることができる。

（活動報告、助成金の確定及び清算）

第13条 交付団体は、当該助成対象事業の完了後、速やかに地域活動完了報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)地域活動プラン【完了】（様式第2-3号）

- (2)活動ごとの実績報告書（様式第 10 号）
- (3)地域活動統合助成金収支決算書（様式第 11 号）
- (4)その他市長が必要と認めるもの

2 剰余金が生じたときは、これを市に返還するものとする。

（助成金の取消及び返還）

第 14 条 市長は、交付団体が次の各号の一つに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、速やかに、その旨を地域活動統合助成金交付決定取消通知書（様式第 5 - 3 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

- (1)この要綱の各条項の一つに違反したとき
- (2)不正な手段をもって助成を受けたとき
- (3)その他市長が必要と認めたとき

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取り消したときは、既に交付した助成金については、期限を定めてその全部又は一部の返還をさせるものとする。

（協力及び助言）

第 15 条 市長は、交付団体が行う地域活動プランに基づく各事業の実施にあたり、必要な協力及び助言を行うものとする。

2 前項の協力及び助言にあたっては、区、地域協働局及び所管部局が連携して行うものとする。

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域協働局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 第4条に定める助成対象事業における必須活動

助成対象事業	必須活動
青少年の健全育成に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成市民運動の展開（啓発活動） ・非行防止活動（見守り活動等）
環境にやさしい行動を選択しながら生活していくまちづくりに関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報紙等による広報活動
公園などにおける奉仕活動・自主的な花壇設置などによる地域の環境美化に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の故障等連絡 ・公園の清掃，除草等及び灌水 ・花壇の育成，管理
市民が主体となって取り組む防災活動に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体での防災訓練（ただし，地域活動プランにより，3年に1回以上とすることができる） ・ブロック単位での防災訓練 ・市民防災リーダー養成
学校施設を地域主体の生涯学習の拠点とし健康増進，文化・教養の向上を図る事業	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市立学校施設開放事業要綱その他関係規定に基づく活動

別表第2 助成金の対象となる経費

経費区分	内容等
報償費	講師謝礼。同一事業において算定基準等がある報酬等。
印刷製本費	資料，文書，パンフレット，冊子，広報紙等の印刷経費。
消耗品費	材料費，文房具等事務用品購入経費等。
通信運搬費	郵送費，広報紙の配付費等
旅費交通費	交通費。
参加費	講習会等の参加費。
備品購入費	活動に必要な事務用品機器類の購入経費等。
使用料	会場借り上げ経費等。
食糧費	防災活動に伴う炊き出し，非常食，水分補給用飲料費。事業実施に伴う最小限の茶菓代。
委託料	事業実施に伴う委託料。（例：ワークショップなどを委託したときの経費。ただし，事業自体を委託する場合を除く。）
その他	その他，助成対象経費とすることが適当と市長が認める経費。
<p>《留意事項》</p> <p>以下の経費は，金額の多寡にかかわらず助成金の対象とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見舞金及び慶弔費等。 ・団体会員に対する単なる報酬等。 ・食事代及び弁当代等。 	

神戸市地域活動統合助成金モデル事業における助成金の交付に関する要綱細則

市民参画推進局長決定 平成 21 年 3 月 31 日
最終改定 令和 5 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、神戸市地域活動統合助成金モデル事業における助成金の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、その運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則における用語の意義は、要綱に定めるところによる。

(同一事業)

第 3 条 要綱第 4 条第 2 項で定める同一事業とは、同条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項を目的とした神戸市における他の同一の事業又は制度で、別表第 1 に定めるところによる。

(助成金の算定)

第 4 条 地域活動プランで申請額を算定するにあたっては、同一事業に算定基準等がある場合には、原則として当該基準等に準ずるものとする。

(協力及び助言等)

第 5 条 交付団体が行う各事業に対する必要な協力及び助言等にあたっては、地域協働局と所管部局との間で、書面により必要な事項を定め、連携して行うものとする。

(手引き書の作成)

第 6 条 地域協働局は、神戸市地域活動統合助成金のモデル事業として交付するにあたり、要綱及び本細則を補完するものとして、別途、事務処理の要領等を定めた運用の手引き書を作成するものとする。

附 則

この事務処理要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この事務処理要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この事務処理要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この事務処理要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 同一事業（神戸市における他の同一の事業又は制度）

要綱 第4条第1項	同一の事業又は制度	所管部局
(1)	地区青少年育成協議会助成	こども家庭局こども青少年課 各区地域協働課
(2)	ふれあいのまちづくり助成	地域協働局地域活性課 各区地域協働課
(3)	エコタウンまちづくり助成	環境局環境政策課
(4)	まちの美緑花ボランティア	建設局公園部管理課、各建設事務所
	市民花壇制度	建設局公園部管理課、各建設事務所 各区地域協働課
(5)	神戸市防災福祉コミュニティ育成事業 （提案型活動は除く）	消防局予防部予防課、各消防署
(6)	学校施設開放事業	教育委員会事務局総務部総務課